

# 電気料金種別 定義書

## 【中国電力エリア】

【コスモでんきグリーン】

2023年7月1日実施

コスモ石油マーケティング株式会社

## 目次

I 総 則 .....	2
1 適用 .....	2
2 定義 .....	2
3 契約種別 .....	2
4 適用条件 .....	2
5 契約容量 .....	2
6 電気料金 .....	3
7 契約期間 .....	3
8 契約種別、契約容量の変更 .....	3
9 本定義書の変更および廃止 .....	4
附 則 .....	5
コスモでんきグリーン要綱 .....	6
別 表 .....	8

# I 総則

## 1 適用

電気料金種別定義書【中国電力エリア】[コスモでんきグリーン](以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款[個人向け低圧](以下「需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへコスモでんき小売電気事業者が電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件を定めたものです。また、本定義書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く、別表4で定める提供エリアに適用いたします。

なお、本定義書に定める料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

## 2 定義

### (1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

### (2) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31までの期間、2月1日から4月30までの期間、3月1日から5月31までの期間、4月1日から6月30までの期間、5月1日から7月31までの期間、6月1日から8月31までの期間、7月1日から9月30までの期間、8月1日から10月31までの期間、9月1日から11月30までの期間、10月1日から12月31までの期間、11月1日から翌年の1月31までの期間または12月1日から翌年の2月28までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といいます。)をいいます。

## 3 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。なお、詳細はコスモでんきグリーン要綱に定めます。

コスモでんきグリーン

## 4 適用条件

- (1) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること
- (2) 1需要場所において、動力を使用する需要に適用する他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること

## 5 契約容量

契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが

適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。なお、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

## 6 電気料金

料金は、電力量料金、および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引料金を引いた料金といたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。なお、電力量料金、割引料金は別表1（電気料金）のとおりとします。

## 7 契約期間

- (1) 契約期間は、需給約款8(需給契約の成立)に定める需給契約が成立した日から、需給約款11(供給の開始)に定める料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

## 8 契約種別、契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約種別、契約容量の変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約種別、契約容量にもとづく料金の適用開始日は、変更を承諾したのちに到来する検針期間等の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って、本定義書以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。また、本定義書の契約種別から本定義書以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、本定義書の契約種別を適用いたしません。

- (3) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約種別、契約容量を新たに設定もしくは変更したのちに到来する検針期間等の始期から1年目の日が属する月の検針期間等の始期まで、契約種別、契約容量を変更することはできません。
- (4) 契約種別、契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款31(需給契約の変更)(2)によります。

## 9 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款2(需給約款の変更)によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社WEBサイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款2(需給約款等の変更)(3)に準じます。
- (4) 当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または燃料費・非化石証書の購入費用等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。
  - イ 当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社WEBサイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。
  - ロ お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の30日前までに、当社に対してその旨を通知することで需給契約を解除することができます。この場合には、需給契約は需給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了します。
  - ハ ロに定める期限までに、お客さまより通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金を承諾したものとみなし、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします。

## 附 則

### 1 実施期日

本定義書は、2023年7月1日から適用いたします。

# コスモでんきグリーン要綱

## 1 契約種別・料金の特徴

コスモでんきグリーンは、お客様に対し、再生可能エネルギー由来の非化石証書の使用による環境価値と、コスモエネルギーグループが運営する「COSMOエコ基金」の環境活動への参加機会を提供する料金メニューです。

## 2 環境価値の提供について

- (1) コスモでんきグリーンは、コスモでんき小売電気事業者が、すべてのコスモでんきグリーンご契約者の年間使用電力量以上に相当する再生可能エネルギー由来の非化石証書を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%のCO<sub>2</sub>フリー電気の調達を実現し、CO<sub>2</sub>排出係数を0とする予定の料金メニューです。ただし、非化石証書は、市場取引等によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。非化石証書の購入実績は、環境省・経済産業省による電気事業者別排出係数におけるメニュー別調整後排出係数の公表をもって報告するものとします。なお、メニュー別調整後排出係数のうち、コスモでんきグリーンに該当する排出係数については、当社WEBサイト等でご案内します。
- (2) 非化石証書とは、非化石エネルギー源に由来する電気の環境価値を有し、小売電気事業者が調達してお客様に提供することにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減が認められているものです。

## 3 COSMOエコ基金の環境活動支援に関する規約

- (1) 当社は、コスモでんきグリーンご契約者一人あたり年間500円の寄付金を、コスモエネルギーホールディングス株式会社を介し、環境保全活動を行うNPO、公益法人などに拠出し、お客様は、COSMOエコ会員と同様の環境活動（環境保全や環境教育）のご支援を実施いただけます。なお、これにより、お客様に電気料金以外の料金が発生することはありません（ただし、エコカード会員イベントやツアー参加時の交通費等は除きます。）。
- (2) 当社またはコスモエネルギーホールディングス株式会社は、当社またはコスモエネルギーホールディングス株式会社の会報誌（年1回）・ホームページなどにより環境保全活動状況及び活動収支をお客さまに対して報告します。
- (3) 当社は、お客様がコスモでんきグリーンに契約している期間中、1年に1回、お客様一人あたり500円の寄付金を前項の通り拠出します。
- (4) お客様は、契約種別の変更、解約をする場合、変更または解約の成立をもって、COSMOエコ基金の環境活動支援の権利を喪失します。
- (5) COSMOエコ基金への寄付金は、当社が負担し特典として提供するものであるため、契約種別変更、解約にあたり、お客様へ寄付金のお支払いをすることはありません。
- (6) 当社は、COSMOエコ基金のサービス提供のために、本サービスを通じてお客様に関して取得する氏名、電子メールアドレス、郵便番号、住所、電話番号、年齢、誕生日、性別、職業、

勤務先、家族構成に関する情報、契約内容、支払に関する情報、電気の利用状況、供給地点特定番号、お客さま番号、引込柱番号等の情報を、COSMOエコ基金を運営するコスモエネルギーホールディングス株式会社に必要な範囲で提供し、コスモエネルギーホールディングス株式会社は、これらの情報を、COSMOエコ基金の機能および特典を運営管理するために必要な範囲で、利用します。

- (7) 本規約に定めのない事項については、コスモ・ザ・カードオーパス「エコ」会員規約  
(<https://www.aeon.co.jp/card/lineup/cosmoecono/>) を準用するものとします。

## 別 表

### 1 電気料金

#### (1) 電気料金（1契約につき）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	712.67円
電力量 料金	15kWhをこえ 120kWhまで	1kWh	32.83円
	120kWhをこえ 300kWhまで		39.51円
	300kWh超過分		41.63円

#### (2) 割引料金（1契約につき）

割引料金は、需給開始日から終了日まで適用され、その1月の使用電力量によって算定いたします。

600kWh以上	400.00円
550kWh以上 600kWh未満	350.00円
500kWh以上 550kWh未満	300.00円
450kWh以上 500kWh未満	200.00円
400kWh以上 450kWh未満	200.00円
350kWh以上 400kWh未満	100.00円
300kWh以上 350kWh未満	100.00円
250kWh以上 300kWh未満	50.00円
200kWh以上 250kWh未満	50.00円
200kWh未満	0.00円

## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$  は、次のとおりといたします。

	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### □ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### ① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{( \text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} )}{(2) \text{の基準単価}} \times \frac{1,000}{1,000}$$

##### ② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{( \text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} )}{(2) \text{の基準単価}} \times \frac{1,000}{1,000}$$

##### ③ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合、平均燃料単価は 120,500 円といたします。

$$\frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = (120,500 \text{ 円} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

④ 基準燃料価格

中国電力エリア	80,300 円
---------	----------

ハ 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、基準単価は、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

中国電力エリア	最低料金適用電力量まで：3.185円 上記をこえる1キロワット時につき：0.212円
---------	---

### 3 畦島ユニバーサルサービス調整

#### (1) 畦島ユニバーサルサービス調整額の算定

##### イ 畦島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの畦島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、畦島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{畦島平均燃料価格} = A \times a$$

A = 各畦島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格  
aは次のとおりといたします。

	a
中国電力エリア	1.0000

なお、各畦島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### □ 畦島ユニバーサルサービス調整単価

畦島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、畦島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

###### ① 1キロリットル当たりの畦島平均燃料価格が畦島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{畦島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{畦島基準燃料価格} - \text{畦島平均燃料価格})$$

$$\times \frac{(2)\text{の畦島基準単価}}{1,000}$$

###### ② 1キロリットル当たりの畦島平均燃料価格が畦島基準燃料価格を上回り、かつ119,000円以下の場合

$$\text{畦島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{畦島平均燃料価格} - \text{畦島基準燃料価格})$$

$$\times \frac{(2)\text{の畦島基準単価}}{1,000}$$

###### ③ 1キロリットル当たりの畦島平均燃料価格が119,000円を上回る場合 畦島平均燃料価格は119,000円といたします。

$$\text{離島ユーバーサルサービス調整単価} = \left( 119,000 \text{ 円} - \text{離島基準燃料価格} \right) \\ \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

各式で用いる離島基準燃料価格は下記表の通りといたします。

中国電力エリア	79,300 円
---------	----------

#### 八 離島ユーバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユーバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユーバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユーバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユーバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間

#### 二 離島ユーバーサルサービス調整額

離島ユーバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量によって算定された離島ユーバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユーバーサルサービス調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

中国電力エリア	最低料金適用電力量まで：0.017円 上記をこえる1キロワット時につき：0.001円
---------	---

**4 提供エリア**

中国電力エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
---------	--